

令和元年12月19日

航空局安全企画課

## 航空機にお乗りになる皆さまへ

～保安検査は快適で安全・安心な空の旅にするために必要なものです～

空港での保安検査は、旅客の皆さまが凶器になり得る刃物等を持っていないことを確認することにより、安全かつ安心して航空機をご利用頂くために行っております。

保安検査員は航空法に基づき、国土交通省の指示により保安検査を実施しておりますので、旅客の皆さまは保安検査員の指示に従って検査を受けてください。

### ○保安検査を受けるにあたっての注意事項

保安検査では、特にナイフ（アーミーナイフ等）、ハサミ、カッターナイフといった凶器になり得るものが多く発見されております。こうした刃物等が保安検査で見つかった場合、より入念な保安検査を受けて頂くことで保安検査に時間を要し、保安検査場をより混雑させる原因となる場合があります、結果として航空機の遅延や他の旅客の皆さまのご迷惑に繋がります。

年末年始の繁忙期を前に、旅客の皆様ひとりひとりが以下の準備をしっかりと行い検査を受けることで不要な検査をなくすことができ混雑の緩和につながります。

快適で安全・安心な空の旅にするためにも事前準備にご協力ください。

- ・ ご自宅などで準備する機内持込み手荷物には、刃物等を入れない
- ・ 空港においても、保安検査場通過前に改めて確認し、刃物等がある場合は、預け入れ手荷物として航空会社に預けるか、空港にある放棄品箱に放棄する
- ・ 保安検査場に入る際は、身につけている金属類（財布・スマートフォン・鍵など）や衣類（コート、ジャケット、パーカー、マフラーや帽子など）、パソコン・タブレット端末を検査用トレイに入れる。

- 航空法では、航空機の安全な航行を確保するため、刃物等を航空機内へ持ち込むことを禁止しています。
- 航空機にお乗りになる旅客の皆さまは、刃物等の持込制限品を持っていないかどうかを確認するため、必ず空港で保安検査を受ける必要があります。
- 刃物等の機内への持ち込みは、航空法違反による50万円以下の罰金が適用される場合があります。

#### 【参考】

空港ビル館内のアナウンスやポスター掲示、国土交通省のホームページ、政府広報などでも航空機搭乗前の注意事項について周知していますので、併せてご確認ください。

- ・ 全国の空港において周知するポスター（別添）
- ・ 国土交通省ホームページ「航空機搭乗前の保安検査を受けるにあたっての注意事項について」  
[http://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000007.html)
- ・ 政府広報オンライン暮らしに役立つ情報「保安検査を強化 スムーズに通過するためのコツは？」  
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201910/1.html>
- ・ 政府広報インターネットテレビ「空港の保安検査が強化されました！！」  
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg19984.html>

【問い合わせ先】国土交通省 航空局 安全部 安全企画課 航空保安対策室  
菅（か）、増元（マサムネ）、（内線 48172、48326）  
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8727 FAX 03-3580-5233